

港湾施設使用（昭和28年3月）

港湾施設使用

昭和28年3月日米合同委員会において次のように合意された。

1. 行政協定に基づき、日米安全保障条約に述べられた在日米軍の使用達成のため必要な港湾施設及び区域を在日米軍の使用に供すること並びに行政協定第2条に従い、安全保障条約第1条記載の目的達成のため必要な附帯施設を、日本の港において在日米軍に使用させる。
2. 港湾運営に附随するサービス及び機能  
ポート・サービスは左に掲げるものに限る。
  - a (1) 消防（港内及び陸上）
    - (2) 港内清掃
    - (3) 港内パトロール
    - (4) 水路情報
    - (5) 気象資料
    - (6) 日本政府が設置した次の施設の修理及び維持
      - (a) 繫船ブイ
      - (b) 標識ブイ
      - (c) 航路標識
    - (7) 通信
      - (a) 天候資料の公示
      - (b) 港湾作業の通信に関する視覚信号は日本政府が準備する。
    - (8) 碇泊料
    - (9) 屯税
    - (10) 岸壁又はブイの使用
    - (11) 埠頭の使用
    - (12) 船舶からの塵芥処理
  - b 港湾施設及びサービス費用免除の対象となるものは、米国政府の公の目的の下に運航される船舶に限る。

軍貨物若しくは軍人、又は商業貨物若しくは民間人を運搬する船舶について免除、又は徴収する費用は次の方法で算出する。

    - (1) 同一港で陸揚げ又は船積された商業貨物のパーセンテージをもって計算し、費用の配分を明確にするために船客は各々貨物20屯相当量とみなす。
    - (2) 商業貨物の額に対して課する費用は、出入港諸掛り、及び船舶サービス料の総額中前述（1）に従って算出された商業貨物のパーセンテージに応ずる部分とする。
  - c 航行標示器の設置及びバースの測量、浚渫は日米両政府のうち、主として利害関係をもつ政府が準備する。
  - d 航行障害物の除去（即ち機雷、弾薬等の遺棄物、爆発物）は現行日本法に基いて処理する。これに対する責任が米軍にある場合には、それに要する費用は米軍が負担。
  - e 次のサービスに要する諸費用は米軍側において支払う。
    - (1) 消毒
    - (2) 米軍の設置した次の施設の修理及び維持
      - (a) 標識ブイ

- (b) 繁船ブイ
- (c) 航路標識
- (3) 水先案内（米軍によって要請された場合）
- (4) 船舶の移動（米軍所有曳船によって実施した場合を除く）
- (5) 曳船備入れ
- (6) 綱取り
- (7) ランチ・サービス
- (8) 給水及び動力補給（蒸気、電力）

### 3. 施設の管理

- a 米軍は、提供施設の維持、管理及び所有の改良又、それ等に関する費用に対して責任を有する。
- b 米軍及び日本政府双方において承認及び同意を得た証明書を所有する日本側公務員は、公務を遂行するために必要な場合は、提供施設に立入ることができる。
- c 提供施設の管理は、船舶航行、陸上交通等に対して正当な考慮を払って実施する。
- d 在日米軍が提供実施の近傍の海面を埋立ようとする場合には、日本政府はこれに協力する。
- e 共同使用施設は、日本政府が指名した機関によって管理され、当該施設の維持に要する費用は、米軍及び日本政府双方によって夫々の使用比率に従って負担される。
- f 米軍が優先使用施設の使用を希望する際は使用に先だって速やかに日本側管理機関に通告する。

---

### 修理保全のための第三国機の入国手続（昭和35年9月）

#### 修理保全のための第三国機の入国手続

昭和35年9月の日米合同委員会において、従来第三国軍用機が修理保全のため米軍施設へ入国する場合は通常的外交経路による必要手続がとられることになっているのに加えて、米軍は当該機の機種、機体番号、入国予定等を日本政府に通報しなければならないことが合意された。

なお、昭和35年5月の日米合同委員会において、修理保全のため韓国軍用機、船舶が米軍施設へ入国する場合には、通常的外交経路により入国のための必要手続がとられていなければならないことが合意され、地位協定発効と同時に実施されている。